

せり人の登録に関する要領（南港市場）

せり人の登録については、大阪市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第19条から第23条までの規定及び同南港市場施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づくほか、その細目については、この要領の定めるところによるものとする。

1 登録の期日

せり人の登録時期は毎年4月1日を原則とする。ただし、異動等による場合は、その他の月の1日とすることができます。

2 申請手続

(1) 申請期間

規則第13条第1項のせり人登録申請書の提出時期は、4月1日にせり人の登録を行うときには2月10日から28日まで、その他の月の1日に行うときは前月の1日から15日までとする。

(2) 添付書類

規則第13条第2項のせり人登録申請書の添付書類は、次のとおりとする。

ア 写真（正面半身、脱帽のもの）を添付した履歴書

イ 条例第19条第3項各号に該当しないことの誓約書

ウ 写真（正面半身、脱帽、縦3センチ横2センチのもの）

3 更新申請手続

規則第13条第4項のせり人登録更新申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 条例第19条第3項各号に該当しないことの誓約書

(2) 写真（正面半身、脱帽、縦3センチ横2センチのものを2枚）

4 登録の削除

条例第22条第2号に規定する登録の消除の申請は、せり人登録消除申請書により、行わなければならない。

5 標準様式

本要領で定める申請書等の標準様式を示すと次のとおりである。

(1) せり人登録申請書（別記標準様式1）

(2) 条例第19条第3項各号に該当しないことの誓約書（別記標準様式2）

(3) せり人登録更新申請書（別記標準様式1）

(4) せり人登録消除申請書（別記標準様式3）

附 則

この要領は、平成元年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

登録
せり人登録更新申請書

年 月 日

大阪市長様

大阪市中央卸売市場南港市場食肉部

卸売業者の名称及び

代表者の氏名

第19条第1項
大阪市中央卸売市場業務条例 第20条第1項 の規定により 場 部

登録
せり人として 登録更新 したいので、次のとおり申請します。

記

登録番号	氏名	住所	生年月日
			年 月 日

注 新規登録申請の場合、登録番号を記入する必要はありません。

誓 約 書

年 月 日

大阪市長 様

所属卸売業者名

氏 名

大阪市中央卸売市場南港市場食肉部のせり人登録申請について、私は、大阪市中央卸売市場業務条例第19条第3項各号に該当しないことを誓約します。

別記様式第3 (A4)

せり人登録消除申請書

年 月 日

大阪市長 様

大阪市中央卸売市場南港市場食肉部
卸売業者の名称及び
代表者の氏名

大阪市中央卸売市場業務条例第22条第2号の規定に基づき、次の者の登録を消除していただきた
いので、せり人登録証及びせり人記章を添えて申請いたします。

記